

実務説明

**健康局総務課地域保健室長補佐
加賀山 成久**

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「二次医療圏」という。）単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業

等」という。)について企画・立案、実施・運営、評価等(以下「企画等」という。)を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

ウ 同協議会は、地域特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行う。

- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 二次医療圏協議会

ア 二次医療圏協議会は、二次医療圏内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 同協議会は、特に次の事項について企画等を行う。

(ア) 情報の提供

- ① 地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップの作成により、保健事業の活用を促進
- ② 保健事業に関する普及啓発事業の実施

(イ) 実施計画の策定

地域の特性に着目した健康課題に関する実施計画を地域保健・職域保健の双方の参画により策定

(ウ) 保健活動

- ① 健康管理体制が十分でないと考えられる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施
- ② 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を実施
- ③ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を実施

(エ) その他

- ① 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催、得意分野の講師の相互派遣
- ② その他の保健事業の実施

エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、労働衛生機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や就労者の代表等

5 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報の保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等

エ その他

保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（案）抜粋

（通則）

（交付の目的）

2 この国庫負担（補助）金は、老人保健、感染症対策、地域保健医療推進対策等の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い又は予防接種による健康被害者を救済し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

（2） 疾病予防対策事業費等補助金

（エ） 地域保健医療等推進事業

i 平成2年6月28日健政発第390号厚生省健康政策局長通知
 「地域・職域連携推進事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業

（交付額の算定方法）

4 この国庫負担（補助）金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、3の（2）（（ス）の事業を除く。）及び（3）の事業については、区分ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（6） 3の（1）のウ、エ、オ、（2）のア、イの（ア）、（イ）、（エ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（シ）、（セ）及び（3）の事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（3の（1）のオの事業にあっては、検疫法第32条第4項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、別表5の対象団体が行う3の（2）のイの事業にあってはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(疾病予防対策事業費等補助金)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
地域・職域連携推進事業費	地域・職域連携推進事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域・職域連携推進事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1／2

資料 3

地域・職域連携支援検討会開催要綱

1 趣旨

生活習慣病の予防には、個人の主体的な健康づくりへの取り組みが重要であり、生涯を通じた継続的な健康管理を保健事業によって支援していくことが必要である。

このため、平成17年度から、各都道府県において都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」を開催し、地域保健と職域保健で保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図る「地域・職域連携推進事業」を実施することとしている。

そこで、本事業の円滑な実施を支援するために、専門家からなる標記検討会を開催するものである。

2 事業内容

- (1) 都道府県における「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営支援のための指導方針の作成
- (2) 検討会委員による各都道府県の現状に応じた助言等の支援
- (3) 各都道府県の「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に関する事例の集約

3 検討会構成メンバー等

- (1) 検討会の構成メンバーは、別紙のとおりとし、うち1人を座長とする。
- (2) 検討会の構成メンバーの任期は、平成18年3月31日までとする。

4 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局総務課長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。

(別紙)

地域・職域連携支援検討会 メンバー

(五十音順、敬称略)

氏名	所属
荒木田美香子	大阪大学医学系研究科教授
家保英隆	高知県健康福祉部医療薬務課長
岡山明	国立循環器病センター循環器病予防検診部長
河野啓子	帝京平成大学ヒューマンケア学部教授
櫻井尚子	弘前学院大学看護学部教授
津下一代	あいち健康の森健康科学総合センター健康開発監
土肥誠太郎	三井化学（株）労制部健康管理室長
永江尚美	島根県健康福祉部健康推進課健康増進グループリーダー
錦戸典子	東海大学健康科学部教授
堀江正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教授
まつ 松 田 一 美	（財）社会保険健康事業財団事業部次長
吉田かつみ	聖マリアンナ医科大学予防医学教室教授

資料 4

<地域・職域連携推進協議会 準備状況>

(1) 都道府県

設 置 済み（類似の協議会等を含む）		
都道府県と2次医療圏	2	
都道府県のみ	2	
2次医療圏のみ	3	
合 計	7 (都道府県)	
設 置 予 定（準備中）		
都道府県	17年度設置予定	5
	18年度設置予定	3
	時期未定	6
	小 計	14
2次医療圏のみ	17年度設置予定	2
合 計	16 (都道府県)	
未設置・未定		24 (都道府県)
合 計		47 (都道府県)

(2) 指定都市

準 備 状 況	市
設置済み（類似の協議会等を含む）	2
設 置 予 定（準備中）	1 (平成17年度)
未設置・未定	11
合 計	14 (市)

出典：平成17年度 保健師中央研修会資料集

<地域・職域連携推進協議会（類似の協議会等を含む） 設置済み都道府県等の状況>

1 都道府県と2次医療圏に設置

都道府県	都道府県協議会	連携事業内容	2次医療圏協議会	課題
岐阜県	ヘルスプランぎふ21の専門部会として、地域・職域連携推進部会を設置（平成16年度）	平成17年度は、地域と職域との連携による健康づくりを推進するための方策を検討	モデル事業実施保健所あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県協議会の役割、具体的な取組 ・ 協議会として企業の健康づくりについて具体的にどのような対策をとるか
島根県	島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会	平成17年6月24日 県協議会開催	2次医療圏協議会：研修会、健康教育、健康相談、たよりの作成・配布、社会資源マップの作成、糖尿病相談窓口名簿の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と職域と共に企画するまでには至らない ・ 調整を兼ねた連携が十分ではない ・ 事務局の担い手 ・ 評価指標の設定 ・ 健康課題の共有のためのデータの一元化、システム化等

2 都道府県のみ

都道府県	都道府県協議会	連携事業内容	課題
福井県	福井県健康づくり推進協議会職域保健部会	健康福祉センター単位で、地域・職域連携推進事業を地域保健推進特別対策事業で実施している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を明確にし、県全体の推進方法の検討が必要 ・ 職域における健康や健康づくり状況の把握が難しい ・ 予算化が難しい
奈良県	なら健康増進戦略会議（平成15年度～） 年1～2回開催 ワーキンググループ（7つ）を年2～3回開催	分野別に県民の健康課題を明確化し、参加団体相互の協働によりそれぞれの資源や情報を有効に活用し、各団体において健康課題に対する取組を実践している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健・職域保健に携わる者それぞれが、お互いの役割を十分理解した上で連携事業等を推進する必要がある ・ いかに雇用者や社員に保健事業の必要性を理解してもらえるか

3 2次医療圏のみ

都道府県	2次医療圏協議会	連携事業内容	課題
山形県	地域健康づくり推進連絡会（地域・職域連携推進協議会の設置については検討中）	連絡会議及び研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業では、健康づくりや地域との連携の理解は得られても具体的な方策をとることが難しい ・経営状況等に左右されないよう、産業保健活動を継続維持するための方策が課題等
愛知県	なし	保健所モデル事業として平成14年度から取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の機能、職制の理解 ・情報交換
高知県	県内5福祉保健所の内、2福祉保健所が設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における健康づくりに関する実態調査、分析 ・職場環境診断 ・保健事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所の健康づくりに関する意識の低さ ・事業主の理解 ・地域保健と職域保健の役割分担 ・健診結果等の情報の共有化が困難 ・市町村の業務多忙に伴う職域分野への取組不足 ・財源の確保等

4 指定都市

仙台市	働く市民の健康づくりネットワーク会議（平成14年11月～） 本年度は「働く人のメンタルヘルス対策」をテーマに作業部会を立ち上げる	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所の健康管理実態調査の実施 ・働く市民のための健康づくりお役立ちガイドの作成、普及・啓発 ・職場の喫煙対策ガイドラインの作成、普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人のメンタルヘルス（本年度のテーマ）に関する課題抽出の方法、活用しやすいガイドブック作成にあたっての内容構成など ・メンタルヘルス対策を総合的に進めるための方策（どこに重点を置き働きかけるか検討する必要がある）
神戸市	地域・職域保健連絡協議会（平成15年度～） 年1～2回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・職域関係機関の取組について情報交換 ・健診啓発リーフレットの協動作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・職域関係機関の特性に違いがあるため共通認識を持ち、継続的に可能な連携事業の検討や、ワーキンググループの設置が必要 ・地域と職域の連携を調整するキーパーソンが必要 ・小規模事業所の労働環境改善と保健サービスの提供等